



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム「営業秘密保護法制の再構成」趣旨説明
Author(s)	Rademacher, Christoph
Citation	知的財産法政策学研究, 47, 27-28
Issue Date	2015-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60334
Type	other
File Information	47_02.pdf



シンポジウム「営業秘密保護法制の再構成」 趣旨説明

Christoph RADEMACHER

これより「営業秘密」のテーマに移りたいと思います。営業秘密は、著作権あるいは特許ほど伝統的な、長い歴史を持っている分野ではないですが、近年多くの国、たとえば米国、日本、ヨーロッパでもたいへん注目されている分野ですので、今回初めて「営業秘密」の話をテーマにしようと思いました。

「営業秘密」の議論の背景として、最近の動き等を少しまとめようと思います。多くの企業から、営業秘密保護の程度はどこまで強くしたほうがよいのかと、また全ての企業ではないですが、「もっと強くすればよいのでは」という声もありました。最近でも日本の企業が絡む大きなケースはいくつかあり、現在日本の経産省が法律改正を準備している最中です。

ここで、今年の1月に発表された比較研究の結果を紹介したいと思います。これはOECDに委託されてアメリカの有識者が書いたレポートでして、各国の営業秘密がどこまで強く保護されているかをレビューしたものです。このレポートは5つの要素から保護の強弱を判断しており、1番目は営業秘密の定義とその範囲がどこまで広く定義されているか。2番目は関係者間の義務と営業秘密の不正利用の程度。3番目は救済。4番目は権利行使がどこまで簡単にできるか。5番目は関係する規則、たとえば技術移転の規則はどこまでうまくスムーズに使えるのか。以上の5点から判断する内容になっています。この研究によれば、最も強く保護されている国はアメリカで、その次に強く保護されている国は日本です。したがって、現在日本は問題にしなければならないほど弱い保護しか与えられていないわけではないかもしれませんが、たとえばドイツよりもしっかりと保護されているという理解もできるかもしれません。

ただし、この研究は完璧な方法で行われているとは言いがたい面もあり、たとえばこのレビューは2010年時点という少し古い法律や条文を元に作成されています。また、当然いろいろな国の分析をするのはそれほど簡単ではないので、ある程度大雑把であるということも指摘されてはいるのですが、いろいろな国の営業秘密の状況を容易に分析し、理解する上では、面白いレポートではないかと思います。

ここまでの話を背景として、本日は日本と米国の営業秘密の制度について、議論とディスカッションを通じて勉強しようと思いますが、そのためにまずは古くからの営業秘密制度のある国、アメリカについての講演に参加したいと思います。